

2021年1月19日

内閣総理大臣 菅 義偉 殿
厚生労働大臣 田村 憲久 殿

公益社団法人日本医療社会福祉協会
会長 早坂 由美子

医療ソーシャルワーカーは感染症患者・感染者に刑事罰や罰則を科すことを反対します

2021年1月13日、政府は新型コロナウイルス対策に関する政府・与野党連絡協議会で、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、感染症法）等改正で新設する入院を拒否した感染者への罰則について、「1年以下の懲役または100万円以下の罰金を想定している」と説明したとの報道がありました。

公益社団法人日本医療社会福祉協会は、社会福祉の立場から患者や家族の抱える経済的・心理的・社会的問題の解決、調整を援助し、社会復帰の促進を図る業務を行う医療ソーシャルワーカーの職能団体です。

新型コロナウイルス感染症の患者・感染者が入院措置に反したり、積極的疫学調査・検査を拒否する背景には、何らかの経済的・心理的・社会的課題が存在すると推測されます。刑事罰や罰則を科すのではなく、拒否する事情に対しての支援や保証が必要であり、関係者や関係機関が連携しながら課題解決に向けた支援に取り組むことが不可欠であると考えます。

私たちはハンセン病回復者の方々の社会復帰支援に長年取り組んでいます。感染症対策において差別と偏見を助長してしまった過去の過ちを身近に日々痛切に感じているからこそ、今回の感染症法改正にあたっては患者の人権は最大限尊重されるべきと考えます。一律罰則規定が法制化されたならば、そこには過去と同様の著しい人権侵害が起こることが予測されるのではないのでしょうか。

現に今、患者・感染者や家族及び関係者への誹謗中傷があり、自宅に投石や落書きをされた人、引っ越しせざるを得ない状況にまで追い込まれる人が存在し、地域や職場や学校などの社会生活にも著しい支障を受ける状況が起きています。今般の感染症法改正ならびにさまざまな感染症対策のための政策においては、患者・感染者が差別的な取り扱いを受けることなく、適切な療養環境を保障することこそが必要だと考えます。

私たちはソーシャルワークの倫理に則り、感染症の患者・感染者に刑事罰や罰則を科すことを反対します。感染症の患者・感染者が差別を受けることがないよう、日本国憲法と国際人権条約を踏まえた人権を守る政策の立案・遂行を強く求めます。